

令和6年度 準要保護児童生徒認定申込書(入学前支給)

(保護者) 申込者	氏名		生年月日		住所			
			年 月 日		亀岡市 電話番号			
入学 予定者	氏名		生年月日		在籍(予定)学校名		学年 (R6.4.1現在)	特別支援学級の 在籍(予定)
			年 月 日				第 学年	有・無
			年 月 日				第 学年	有・無
注1. 兄弟姉妹が小学校と中学校に入学する場合は、申込書を別々に作成してください。(義務教育学校は同一の申込書で可) 注2. 学年は令和6年4月1日現在で記入してください。								
世帯 の 状 況	(1) 令和4年度又は令和5年度に受けた措置 ア 市民税の非課税又は減免 イ 事業税の減免 ウ 固定資産税の減免 エ 国民年金保険料の免除				(該当する項目を○で囲んでください。) オ 国民健康保険料の減免・徴収の猶予 カ 児童扶養手当の受給 キ 生活福祉資金貸付制度による貸付 ク その他() *注意:イ・エ・キ・クの措置を受けた場合その決定通知書等の写しを添付してください。			
	(2) 援助を必要とする理由							
家族 構 成 (入 学 予 定 者 を 含 む)	氏名		生年月日		続柄	職業・学年	勤務先・学校名 (平均月収)	
			年 月 日		保護者		(円)	
			年 月 日				(円)	
			年 月 日				(円)	
			年 月 日				(円)	
			年 月 日				(円)	
振込 口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協			支店	預金種別	普通・当座	
	口座番号				フリガナ 口座 名義人			
※ 振込口座は、認定された場合に就学援助費の支給に使用します。								
(申込者と口座名義人が異なる場合は記入してください。) 委任状 私は、_____を代理人と定め、上記の受領に関する権限を委任します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市会計管理者 申込者(保護者) 氏名								
上記のとおり、令和6年度準要保護児童生徒に認定されるよう申し込みます。 なお、学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当することについて承諾します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市教育委員会教育長 申込者(保護者) 住所 亀岡市 氏名								

*裏面の[同意書及び委任状]も必ず記入してください(記入のない場合は審査できません。)

(裏面)

同意書及び委任状

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定に係る次の全事項に関して、必要な場合、
亀岡市教育委員会教育長が確認することに同意します。

また、令和6年度要保護及び準要保護児童生徒援助費の請求に関する権限を在籍学校長に
委任します。

確認に同意する事項

- ア 生活保護法に基づく保護の状況(認定後の受給状況を含む。)
- イ 民生委員法に基づく、民生委員による家庭状況の調査
- ウ 地方税法第295条に基づく令和5年度市民税の課税状況の確認。ただし、令和6年6月以降の
認定申込にあたっては令和6年度市民税の課税状況の確認。
- エ 地方税法第323条に基づく令和5年度市民税の減免の有無の確認。ただし、令和6年6月以降
の認定申込にあたっては令和6年度市民税の減免の有無の確認。
- オ 地方税法第367条に基づく令和5年度固定資産税の減免の有無の確認。ただし、令和6年6月
以降の認定申込にあたっては令和6年度固定資産税の減免の有無の確認。
- カ 国民健康保険法第77条に基づく令和5年度保険料の減免及び徴収猶予の有無の確認。ただ
し、令和6年6月以降の認定申込にあたっては令和6年度の保険料の減免及び徴収猶予の
有無の確認。
- キ 児童扶養手当法第4条に基づく令和5年度児童扶養手当の支給の有無の確認。ただし、
令和6年10月以降の認定申込にあたっては令和6年度の支給の有無の確認。
- ク 児童生徒の属する世帯(認定申込書[家族構成欄]に記入した家族)全員に係る令和4年分
所得額等の確認。ただし、令和6年6月以降の認定申込にあたっては令和5年分所得額等の
確認。

年 月 日

申込者(保護者) 住 所

氏 名

誓約書

亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入学児童生徒学用品費
等既に支給された就学援助費を返還します。

申込者(保護者) 氏 名

<必要書類>

- ①振込先口座の通帳の写し(金融機関、店番、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの)
- ②課税証明書等(以下の場合に必要となります。)
家族構成欄に令和5年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分
※課税証明書は、以前にお住まいの市区町村で取得してください。

(注意)

- 1 入学前支給の認定者については、令和6年度の就学援助の認定を兼ねています。
- 2 就学援助費は、医療費を除き、保護者の指定する口座に振り込みます。
- 3 学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当します。